

医療情報取得加算について

当院はオンライン資格確認システムを導入し、マイナンバーカードによる保険証（マイナ保険証）の利用を推進しております。

当院が患者様からお預かりした受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他、必要な診療情報は、適切に管理・活用して診察いたします。

なお、令和6年12月より下記の通り、診療報酬点数が変更となりました。

初診時	(月に1回)	1点
再診時	(3月に1回)	1点

（マイナ保険証の利用の有無にかかわらず1点の算定となります）

●マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご協力お願いいたします。

松尾医院